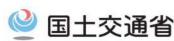
資料 7

令和3年2月18日 第3回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会

建設分野における外国人材の受入れ

中部地方整備局 建政部 建設産業課



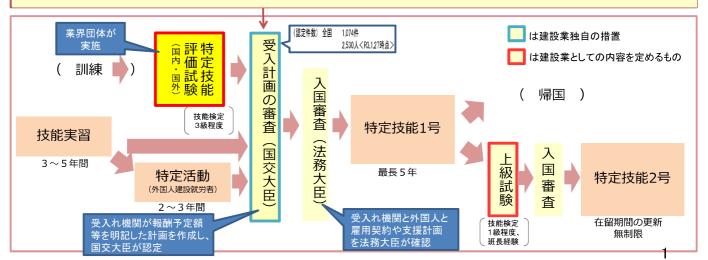
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

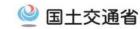
建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準 坐 🔳 土交通省



○1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による 審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する 特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ・国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



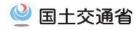


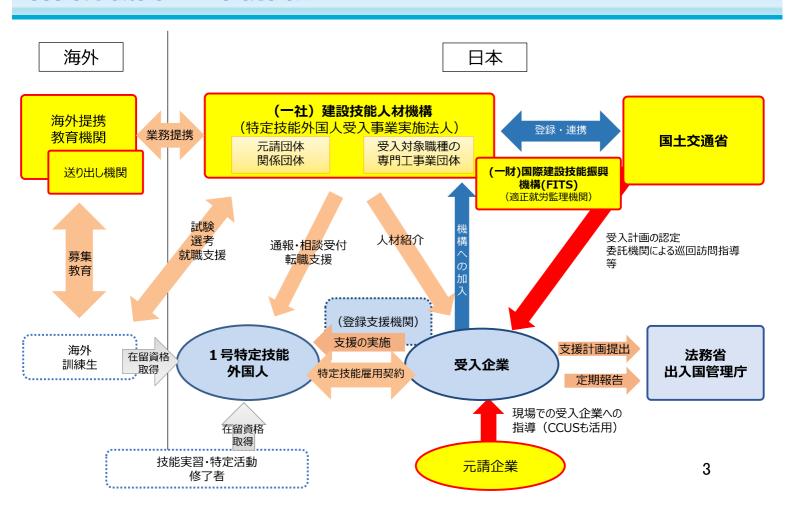
建設業で特定技能外国人の受け入れが認められている全18職種のうち、国内では鉄筋継手、 土工、電気通信、トンネル推進工の4業種で1号評価試験が実施された。

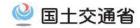
また、今年3月には、国外では初となる試験(電気通信)をフィリピンで実施予定。(新型コロナウ イルスの影響で昨年3月から延期となっていた。)

夫 肥日		- क्राग्र			中晚个里	→国外では初の建設特	
令和3年3月9~1()日	フィリピン (マニラ)		電気通信			定技能1号評価試験。 (予定)
試験日	実施場所	職種	受験者	数	合格者数	合格率	
令和2年12月4日	日本 (東京都)	トンネル推進工	34		19	56%	
令和2年12月15日	日本 (東京都)	電気通信	48		21	44%	
試験日	実施場所	職種	受験者	数	合格者数	合格率	
令和2年9月15日	日本 (静岡県)	土工	44		19	43%	
試験日	実施場所	職種	受験者	数	合格者数	合格率	
令和2年8月28日	日本 (静岡県)	鉄筋継手	33		32	97%	→国内外を通じて初の 建設特定技能1号評価 試験。 2

各関係機関との業務関連イメージ







○ 特定技能外国人の受入企業は、特定技能外国人受入事業実施法人に加入する必要があるほか、任意で登録支援機関に委託して各種支援を受けることが可能

	建設技能人材機構 <建設分野独自>	登録支援機関 <全分野共通>
要加否入	機構に直接又は間接的に加入する必要 (加入義務)	・受入企業が個別に登録支援機関と委託契約 (任意委託)
特定技能外国人	・ 入国後研修の実施・ 求職求人マッチングによる就職・転職支援・ 母国語相談窓口による相談対応、助言指導	 ・ 入国前の生活ガイダンスの提供 ・ 入国時の空港等への出迎え ・ 住宅確保に向けた支援 ・ 在留中の生活オリエンテーションの実施(預貯金口座開設、携帯電話契約に係る支援等) ・ 生活のための日本語習得の支援 ・ 各種行政手続についての支援 ・ 外国人と日本人の交流促進支援 ・ 帰国時の空港等への見送り
対する支援に	・企業求人情報の現地機関への情報提供(特定技能外国人のあっせん)・巡回訪問、指導・助言の実施	
負費 担用	・機構が定める費用の支払いが必要	・ <u>登録支援機関が定める委託料の支払い</u> が必要 4

(FITS)母国語相談ホットラインカードの配布



国際建設技能振興機構(FITS)が開設している「母国語相談ホットライン」を特定技能外国人に周知 (「母国語相談ホットラインカード」を中部地方整備局から受入企業に特定技能受入計画認定証とともに送付)



外国人就労者からの電話、FAX、メールによる相談に母国語で対応

